

治療目的使用に係る除外措置(TUE)の書式

日本陸上競技連盟医事委員会

2014. 1. 20 改訂

禁止表国際基準で定められている禁止物質・禁止方法を、病気の治療目的で使いたい競技者が、申請して認められれば、その禁止物質・禁止方法を使用できる手続きです。TUEは、世界ドーピング防止プログラムの中の世界ドーピング防止規程とTUE国際基準で手続きが定められています。

現在有効である2011年TUE国際基準では、TUEが付与されるのは下記基準が厳格に満たされている場合とされています。

1. 競技大会に参加する30日前までにTUEの申請を競技者が行っていること。
2. 急性または慢性の病状を治療する過程において、当該禁止物質または禁止方法を用いなかった場合に、競技者が深刻な障害を受けること。
3. 当該禁止物質または禁止方法を治療目的で使用することにより、競技能力の強化が生じないこと。
4. 当該禁止物質または禁止方法を使用する以外に、適切な治療法が存在しないこと。

TUEの申請先は以下に示すような競技者の競技レベルによって異なります
(2014年4月以降の「TUE事前申請対象競技会」については、後日医事委員会HPに掲載します)。

- 1) 国際水準の競技者(国際陸連(IAAF)の検査対象登録リスト競技者)、もしくはIAAFが指定する国際競技会に参加する競技者:国際水準の競技者とよぶ。
- 2) 上記以外の競技者(すなわち、国内でしか競技しない競技者):国内水準の競技者とよぶ。

提出用の書式は 1) に相当する競技者は国際水準の競技者用を、2) に相当する競技者は国内水準の競技者用を使用します。

すべてのTUE申請書は日本陸連事務局へ提出して下さい。陸連医事委員会で内容を確認の上、陸連から 1) のTUE申請書はIAAFへ、2) のTUE申請書は日本アンチ・ドーピング機構(JADA)へ申請します。

現在、次の吸入ベータ 2 作用薬、すなわちサルブタモール（商品名：サルタノール、アイロミール、ベネトリンなど）、ホルモテロール（商品名：シムビコート、オーキシス、フォラコート）とサルメテロール（商品名：セレベント、アドエアなど）については、競技レベルにかかわらず **TUE 申請は不要**で、ドーピング検査の際の「**使用の申告**」も**不要**です（サルブタモール吸入については24時間で最大量 1,600 μ g であり、尿中サルブタモールが 1,000ng/ml を超える場合は、違反が疑われる分析報告として扱われます。ホルモテロール吸入については、24時間で最大量 54 μ g、尿中ホルモテロールが 40ng/ml を超える場合は違反が疑われる分析報告として取り扱われます）。しかし、気管支喘息と診断されて、サルブタモール、ホルモテロール、あるいはサルメテロールの**吸入以外のベータ 2 作用薬**を使用する競技者は、吸入、内服、貼付、注射のいかなる投与方法であっても **TUE 申請**を行わなければ使用できません。よって、ホルモテロールでも内服薬である**錠剤(商品名:アトック)**は **TUE 申請が必要**です。

糖質コルチコイドの局所使用（関節内注射、関節周囲注射、腱周囲注射、硬膜外注射、皮内注射および吸入）については、**TUE 申請は不要**です（それら以外の経口、静脈内注射、筋肉注射、経直腸からの糖質コルチコイド投与については **TUE 申請が必要**です）。2011年1月1日からドーピング検査時の「**使用の申告**」は**不要**となりました（ただし日頃より処方を受けた医師から「薬品名、使用量、投与方法」を書面で教えてもらう習慣は継続して下さい）。

各書式を以下に紹介しますので、該当する書式をダウンロードして記入の上、参加する競技会の **35 日前までに**必着で日本陸上競技連盟事務局へ提出して下さい。

TUE 書式 [国内水準の競技者用](#) / [国際水準の競技者用](#)(IAAF Therapeutic Use Exemptions Application Form の右にある”EN”からダウンロードする)

※ 公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構のサイト内の TUE 関連書式ページは[こちら](#)です。国内水準の競技者で吸入ベータ 2 作用薬を使用する場合には、[JADA 吸入ベータ 2 作用薬使用に関する情報提供書](#)も必ず提出して下さい。

【TUE 申請書送り先】

日本陸上競技連盟事務局

住所 〒163-0717 東京都新宿区西新宿 2-7-1 小田急第一生命ビル 17 階

電話 03-5321-6580 ファックス 03-5321-6591